

社会福祉法人防府市社会福祉事業団役員等報酬及び費用弁償規則

昭和54年4月1日

規則第7号

改正	昭和55年3月26日規則第7号	改正	昭和56年3月26日規則第8号
改正	昭和63年3月25日規則第10号	改正	昭和63年12月26日規則第25号
改正	平成元年3月28日規則第10号	改正	平成元年12月25日規則第29号
改正	平成2年3月26日規則第1号	改正	平成2年5月25日規則第2号
改正	平成2年12月25日規則第5号	改正	平成3年12月24日規則第4号
改正	平成4年12月24日規則第4号	改正	平成5年12月24日規則第4号
改正	平成6年12月22日規則第5号	改正	平成7年12月24日規則第5号
改正	平成8年12月25日規則第2号	改正	平成9年12月24日規則第3号
改正	平成10年12月22日規則第3号	改正	平成11年12月21日規則第3号
改正	平成14年12月25日規則第8号	改正	平成15年3月26日規則第1号
改正	平成15年12月1日規則第6号	改正	平成17年11月28日規則第2号
改正	平成21年6月22日規則第1号	改正	平成22年3月29日規則第3号
改正	平成29年3月31日規則第3号	改正	平成30年3月14日規則第4号
改正	平成31年3月28日規則第5号	改正	令和2年3月19日規則第4号
改正	令和5年3月17日規則第1号	改正	令和5年12月27日規則第4号
改正	令和6年12月26日規則第1号		

(目的)

第1条 この規則は、社会福祉法人防府市社会福祉事業団(以下「事業団」という。)の職務に従事する役員、評議員、第三者委員及び評議員選任・解任委員会委員(以下「役員等」という。)の報酬及び費用弁償に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(報酬等)

第2条 事業団の役員等(理事長、常務理事、防府市の常勤職員及び事業団の常勤職員から任命された役員等を除く。)の出務報酬は日額3,000円とする。

- 2 この法人の全理事の報酬総額は、年間650万円以内とする。
- 3 この法人の全監事の報酬総額は、年間5万円以内とする。
- 4 事業団の理事長の報酬の月額は、170,000円とする。
- 5 事業団の常務理事の報酬の月額は、303,700円とする。
- 6 事業団の常勤の役員等に期末報酬を支給する。ただし、この場合において、期末報酬の額は、報酬の月額に、防府市社会福祉事業団特別雇用職員給与規則第9条に定める期末手当及び勤勉手当の支給割合を乗じて得た額とする。

(費用弁償)

第3条 事業団の役員等の費用弁償については、防府市社会福祉事業団旅費規則(昭和5

4年規則第6号)の定めるところによる。

(その他)

第4条 この規則の定めるものを除くほか、役員等の費用弁償の支給方法については職員の例による。

附 則

この規則は、昭和54年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、昭和55年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、昭和56年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、昭和63年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日等)

1 この規則は、昭和63年12月26日から施行し、改正後の役員報酬及び費用弁償規則(以下「改正後の規則」という。)の規定は、昭和63年4月1日(以下「切替日」という。)から適用する。

(報酬の内払)

2 役員が、改正前の役員報酬及び費用弁償規則の規定に基づいて、切替日以後の分として支給を受けた報酬は、改正後の規則の規定による報酬の内払とみなす。

(その他)

3 この附則に定めるものほか、この規則の施行に関し必要な事項は理事長が定める。

附 則

この規則は、平成元年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日等)

1 この規則は、平成元年12月25日から施行し、改正後の役員報酬及び費用弁償規則(以下「改正後の規則」という。)の規定は、平成元年4月1日(以下「切替日」という。)から適用する。

(報酬の内払)

2 役員が、改正前の役員報酬及び費用弁償規則の規定に基づいて、切替日以後の分として支給を受けた報酬は、改正後の規則の規定による報酬の内払とみなす。

(その他)

3 この附則の定めるものほか、この規則の施行に関し必要な事項は理事長が定める。

附 則

この規則は、平成2年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成2年5月25日から施行する。

附 則

(施行期日等)

- 1 この規則は、平成2年12月25日から施行し、改正後の役員報酬及び費用弁償規則(以下「改正後の規則」という。)の規定は、平成2年4月1日(以下「切替日」という。)から適用する。

(報酬の内払)

- 2 役員が、改正前の役員報酬及び費用弁償規則の規定に基づいて、切替日以後の分として支給を受けた報酬は、改正後の規則の規定による報酬の内払とみなす。

(その他)

- 3 この附則の定めるものほか、この規則の施行に関し必要な事項は理事長が定める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この規則は、平成3年12月24日から施行し、改正後の役員報酬及び費用弁償規則(以下「改正後の規則」という。)の規定は、平成3年4月1日(以下「切替日」という。)から適用する。

(報酬の内払)

- 2 役員が、改正前の役員報酬及び費用弁償規則の規定に基づいて、切替日以後の分として支給を受けた報酬は、改正後の規則の規定による報酬の内払とみなす。

(その他)

- 3 この附則の定めるものほか、この規則の施行に関し必要な事項は理事長が定める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この規則は、平成4年12月24日から施行し、改正後の役員報酬及び費用弁償規則(以下「改正後の規則」という。)の規定は、平成4年4月1日(以下「切替日」という。)から適用する。

(報酬の内払)

- 2 役員が、改正前の役員報酬及び費用弁償規則の規定に基づいて、切替日以後の分として支給を受けた報酬は、改正後の規則の規定による報酬の内払とみなす。

(その他)

- 3 この附則の定めるものほか、この規則の施行に関し必要な事項は理事長が定める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この規則は、平成5年12月24日から施行し、改正後の役員報酬及び費用弁償規則(以下「改正後の規則」という。)の規定は、平成5年4月1日(以下「切替日」という。)から適用する。

(報酬の内払)

2 役員が、改正前の役員報酬及び費用弁償規則の規定に基づいて、切替日以後の分として支給を受けた報酬は、改正後の規則の規定による報酬の内払とみなす。

(その他)

3 この附則の定めるものほか、この規則の施行に関し必要な事項は理事長が定める。

附 則

(施行期日等)

1 この規則は、平成6年12月22日から施行し、改正後の役員報酬及び費用弁償規則(以下「改正後の規則」という。)の規定は、平成6年4月1日(以下「切替日」という。)から適用する。

(報酬の内払)

2 役員が、改正前の役員報酬及び費用弁償規則の規定に基づいて、切替日以後の分として支給を受けた報酬は、改正後の規則の規定による報酬の内払とみなす。

(その他)

3 この附則に定めるものほか、この規則の施行に関し必要な事項は理事長が定める。

附 則

(施行期日等)

1 この規則は、平成7年12月22日から施行し、改正後の役員報酬及び費用弁償規則(以下「改正後の規則」という。)の規定は、平成7年4月1日(以下「切替日」という。)から適用する。

(報酬の内払)

2 役員が、改正前の役員報酬及び費用弁償規則の規定に基づいて、切替日以後の分として支給を受けた報酬は、改正後の規則の規定による報酬の内払とみなす。

(その他)

3 この附則に定めるものほか、この規則の施行に関し必要な事項は理事長が定める。

附 則

(施行期日等)

1 この規則は、平成8年12月25日から施行し、改正後の役員報酬及び費用弁償規則(以下「改正後の規則」という。)の規定は、平成8年4月1日(以下「切替日」という。)から適用する。

(報酬の内払)

2 役員が、改正前の役員報酬及び費用弁償規則の規定に基づいて、切替日以後の分として支給を受けた報酬は、改正後の規則の規定による報酬の内払とみなす。

(その他)

3 この附則に定めるものほか、この規則の施行に関し必要な事項は理事長が定める。

附 則

(施行期日等)

1 この規則は、平成9年12月25日から施行し、改正後の役員報酬及び費用弁償規則(以下「改正後の規則」という。)の規定は、平成9年4月1日(以下「切替日」という。)から適用す

る。

- 2 第2条第3項の規程により支給する平成10年3月の期末手當に限り、同項の規定によりその例によることとされる防府市社会福祉事業団職員給与規則第23条第2項中「100分の55」とあるのは「100分の50」とする。

(報酬の内扱)

- 3 役員が、改正前の役員報酬及び費用弁償規則の規定に基づいて、切替日以後の分として支給を受けた報酬は、改正後の規則の規定による報酬の内扱とみなす。

(その他)

- 4 この附則に定めるものほか、この規則の施行に関し必要な事項は理事長が定める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この規則は、平成10年12月22日から施行し、改正後の役員報酬及び費用弁償規則(以下「改正後の規則」という。)の規定は、平成10年4月1日(以下「切替日」という。)から適用する。

(報酬の内扱)

- 2 役員が、改正前の役員報酬及び費用弁償規則の規定に基づいて、切替日以後の分として支給を受けた報酬は、改正後の規則の規定による報酬の内扱とみなす。

(その他)

- 3 この附則に定めるものほか、この規則の施行に関し必要な事項は理事長が定める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この規則は、平成11年12月21日から施行し、改正後の役員報酬及び費用弁償規則(以下「改正後の規則」という。)の規定は、平成11年4月1日(以下「切替日」という。)から適用する。

(報酬の内扱)

- 2 役員が、改正前の役員報酬及び費用弁償規則の規定に基づいて、切替日以後の分として支給を受けた報酬は、改正後の規則の規定による報酬の内扱とみなす。

(その他)

- 3 この附則に定めるものほか、この規則の施行に関し必要な事項は理事長が定める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この規則は、平成14年1月1日から施行する。

(平成15年3月及び6月に支給する期末手当に関する特例措置)

- 2 平成15年3月及び6月に支給する期末手当については防府市社会福祉事業団給与規則及び防府市社会福祉事業団特別雇用職員給与規則の規定を適用する。

(その他)

- 3 前項に定めるものほか、この規則の施行に関し必要な事項は、理事長が定める。

附 則

(施行期日等)

この規則は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日等)

1 この規則は、平成17年12月1日から施行する。

(平成17年12月に支給する期末手当に関する特例措置)

2 平成17年12月に支給する期末手当については防府市社会福祉事業団職員給与規則の一部を改正する規則(平成17年防府市社会福祉事業団職員給与規則第1号)附則第2項の規定を適用する。

(その他)

3 前項に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、理事長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成21年6月1日から施行する。

(平成21年6月に支給する期末手当及び勤勉手当に関する特例措置)

2 平成21年6月に支給する期末手当及び勤勉手当に関する第9条中の規定の適用については、第9条下表中「100分の75」とあるのは「100分の70」と、「100分の35」とあるのは「100分の30」とする。

(その他)

3 前項に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、理事長が定める。

附 則

(施行期日等)

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日等)

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日等)

1 この規則は、公布の日から施行し、改正後の役員等報酬及び費用弁償規則(以下「役員等報酬及び費用弁償規則」という。)は、平成29年4月1日から適用する。

2 改正後の役員等報酬及び費用弁償規則の規定を適用する場合においては、改正前の役員等報酬及び費用弁償規則の規定に基づいて支給された報酬は、改正後の役員等報酬及び費用弁償規則の規定による報酬の内払とみなす。

(その他)

3 そのほか、この規則の施行に関し必要な事項は、理事長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成31年3月28日から施行する。

- 2 改正後の役員等報酬及び費用弁償規則の規定は、平成30年4月1日から適用する。
(給与の内払)
- 3 改正前の役員等報酬及び費用弁償規則の規定に基づいて支給された報酬は、改正後の役員等報酬及び費用弁償規則の規定による報酬の内払とみなす。

附 則

(施行期日等)

- 1 この規則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成5年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日等)

- 1 この規則は、決議の日から施行する。
- 2 改正後の社会福祉法人防府市社会福祉事業団役員等報酬及び費用弁償規則(次項において「役員等報酬及び費用弁償規則」という。)の規定は、令和5年4月1日から適用する。

(給与の内払)

- 3 改正後の役員等報酬及び費用弁償規則の規定を適用する場合には、改正前の役員等報酬及び費用弁償規則の規定に基づいて支給された報酬は、改正後の役員等報酬及び費用弁償規則の規定による報酬の内払とみなす。

(その他)

- 4 前項に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、理事長が定める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この規則は、決議の日から施行する。
- 2 改正後の社会福祉法人防府市社会福祉事業団役員等報酬及び費用弁償規則(次項において「役員等報酬及び費用弁償規則」という。)の規定は、令和6年4月1日から適用する。

(給与の内払)

- 3 改正後の役員等報酬及び費用弁償規則の規定を適用する場合には、改正前の役員等報酬及び費用弁償規則の規定に基づいて支給された報酬は、改正後の役員等報酬及び費用弁償規則の規定による報酬の内払とみなす。

(その他)

- 4 前項に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、理事長が定める。